



### 「お試し」のつもりが定期購入?!

- ・ネット通販でお試し価格 500 円というダイエットサプリを購入。翌月、2 回目の商品が届き 7000 円の請求があり、4 回継続の定期購入であるとわかった。解約したい。  
(60才代 女性)



通信販売であるためクーリング・オフできません。定期購入かどうか、中途解約や返品はできるのか注文前に十分確認しましょう。

- インターネット等の広告を見て、健康食品や化粧品などを低価格で購入できると思い注文したところ、実際には複数回の購入が条件の「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。
- 「初回」「お試し」「1 回だけ」というような表示の場合、定期購入が条件となっていることがあります。
- ネット通販では、定期購入等の購入条件を確認するため、申し込みの「最終確認画面」を印刷しておきましょう。
- 困ったときは、お住いの消費生活センターに相談してください。



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を!

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

**消費者ホットライン番号 188 (188泣き寝入りと覚えてね)**

お近くの相談窓口につながります

